

## 第30号議案

### 島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第46条第6号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

第63条第4号を削る。

#### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。